

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 22 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関等の受診時の対応について
(周知)

平素より厚生労働行政につきまして、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 12 月 2 日に、全ての発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）による資格確認を基本とした運用となっております。

他方で、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者等に対しては、本年 7 月末までの暫定的な対応として、医療機関等において、必要な対応を行った上で、3 割等の一定の負担割合を求めることとするとともに、次回以降はマイナ保険証か資格確認書の持参を呼びかける運用を、医療機関等に向けてお示ししているところです。

この暫定的な対応については、上記のとおり 7 月末までのものであり、それ以降は、医療機関等を受診される際はマイナ保険証か資格確認書が必要となります。受診等の頻度が少ない方だけでなく、マイナ保険証か資格確認書への切り替えに当たって配慮が必要な方などにおかれても、8 月以降に適切にご対応いただけるよう、



今後の医療機関等の受診時の対応に関する以下の内容について、関係方に改めて周知をお願いいたします。

記

1 今後の医療機関等の受診について

マイナ保険証を保有していない方や、後期高齢者医療制度の加入者については、申請によらず資格確認書が交付されており、その他マイナ保険証を保有する要配慮者についても、医療機関等の受診の際にマイナ保険証の利用が困難な場合には、加入先の保険者に対して申請をすることで資格確認書の交付を受けることができます。発行済みの健康保険証については、既に有効期限の満了を迎えている一方で、誤って期限切れの健康保険証を持参してしまった場合の暫定的な取扱いについては、本年7月末を期限としているため、それ以降は、期限切れの健康保険証を持参しても健康保険証の持参を忘れた場合と同様に扱われ、受診時には原則どおりマイナ保険証か資格確認書が必要となります。

受診時に配慮が必要な方については、従来の健康保険証ではなくマイナ保険証か資格確認書を持参して医療機関等を受診できるよう、各団体におかれましても、支援を要する方々への呼びかけや受診時に向けた準備への支援をお願いいたします。具体的には、

- ・マイナ保険証か資格確認書が手元にあるか、置き場所が分かるか
- ・従来の保険証を財布等に入れて持ち歩いていた場合には、これをマイナ保険証か資格確認書へと入れ替えているか

について、ご本人やご家族の方などに確認いただくよう呼びかけをしていただくとともに、受診時に付き添いをする場合には、持参物を確認してから医療機関等に来院するよう、御配意願います。

2 次回の受診に向けた手続について

医療機関等を受診するに当たり、マイナンバーカードや資格確認書が見当たらないという場合には、7月末までの間に、再発行の手続を取っていただくよう、呼びかけをお願いいたします。マイナンバーカードの発行に当たっては、お住まいの市区町村の窓口での申請をお願いいたします。紛失時には原則1週間で再発行される特急発行の仕組みがあります。マイナ保険証として利用登録がお済みでない場合でも、医療機関等にマイナンバーカードを持参いただければその場で利用登録が可能ですので、そちらもぜひご利用下さい。

また、資格確認書の発行に当たっては、保険者（75歳以上であればお住まいの（住民登録のある）市区町村、74歳以下であればお住まいの市区町村か扶養者の方の勤務先）への申請をお願いいたします。資格確認書については、代理での申請も可能であるほか、市町村国保の場合に自治体宛に交付申請書を郵送すること

でも申請が可能です。

なお、後期高齢者については、本年8月以降、85歳以上の方には一律に資格確認書を申請によらず交付するとともに、84歳以下の方については、原則としてマイナ保険証の利用実績に応じ、年間の利用回数が少ない方に対して申請によらず交付することとしているところですが、8月の年次更新時や新規加入時には資格確認書の申請書を送付することとしていますので、資格確認書が必要な場合にはご利用下さい。

従来の健康保険証は有効期限が終了しています。

※ 有効期限切れに気付かず持参した場合は、利用可能としていましたが、その対応も**2026年7月31日**で終了です。

医療機関・薬局の受付では、

マイナ保険証か**資格確認書**を。

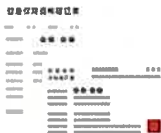
マイナ保険証・資格確認書について



マイナ保険証 とは

- 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です
※「マイナ保険証」という新たな証明書が交付されるわけではありません
- 利用登録状況はマイナポータルでご確認できます
- 今は資格確認書を使っているという方も、ぜひ切り替えをお願いします

マイナ保険証の基本的な情報をまとめたガイドはこちら



資格確認書 とは

- マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、保険者から交付されます
- 「資格情報のお知らせ」とは異なる書類ですのでご注意ください
- 保険者により、大きさ・色・形・提供方法(紙または電子)などは異なります
- ご利用前に、書類上部に「資格確認書」と記載されているかご確認ください

マイナ保険証のメリット



過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる



突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる



救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される

など

マイナ保険証の始め方

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。



マイナ保険証の利用登録状況と、 電子証明書の有効期限のご確認をお願いいたします！

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」を
タップするとその場で登録完了できます！



あわせて確認！電子証明書の有効期限

- ・ マイナンバーカードには、“ログインした者が、あなたであること”を証明するための電子証明書が搭載されています。
- ・ 電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右図参照)。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
- ・ なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
 - ※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間
 - ※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで



よくある質問

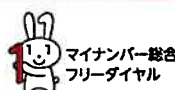


2026年8月1日以降に、従来の健康保険証を持参した
場合はどうなるの？



有効な保険資格とご本人であることの確認ができるもの(マイナ保険証等)を他にお持ちでなく、その場で保険資格等の確認ができない場合は、従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応が基本となります。受付職員の案内に従ってください。

マイナ保険証
についてのよくある
質問はこちら



マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分～20時00分
土 日 祝:9時30分～17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare